消費税軽減税率制度説明会のご案内

令和元年10月１日から消費税率が10％に引き上げられます。

同時に軽減税率制度が導入され、飲食料品や新聞等については８％となります。

　軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。飲食料品取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入や経費（例えば、会議費や交際費など）に飲食料品があれば、仕入や経費を税率ごとに「区分経理」することになります。

　また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」した帳簿の保存が必要となります。

　多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

【開催日時】

　　　・　令和元年７月22日（月）

　　　　　　①　10時30分～11時30分

　　　　　　②　13時30分～14時30分

　　　・　令和元年８月19日（月）

　　　　　　①　10時30分～11時30分

　　　　　　②　13時30分～14時30分

　　　・　令和元年９月4日（水）

　　　　　　①　10時30分～11時30分

　　　　　　②　13時30分～14時30分

　　　・　令和元年9月18日（水）

　　　　　　①　10時30分～11時30分

　　　　　　②　13時30分～14時30分

【開催場所】

　　　　品川税務署　３階会議室（港区高輪３丁目１３番２２号）

【連絡先】

　　　　品川税務署　法人課税第２部門

　　　　電話　03-3443-4171（代表）　内線323

（「自動音声」による案内をしておりますので、案内に従って「２」を選択してください。）

　※　１　当日は先着順となっております。定員を超えた場合には参加をお断りさせていただく場合がございますのでご了承願います。

　　　２　会場には駐車場の用意がございません。ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。